

議題	テーマ提言について
項目	前回までの企業会計基準諮問会議における新規テーマの提案 のれんの非償却の導入及びのれん償却費計上区分の変更 情報要請文書に挙げられた理由や影響以外の観点からのコメントの 整理

I. 本資料の目的

1. 本資料は、新規テーマの提案である「のれんの非償却の導入及びのれん償却費計上区分の変更」について、「のれんの非償却の導入及びのれん償却費計上区分の変更」に関する情報要請（以下「情報要請」という。）¹に寄せられたコメントのうち、情報要請文書に挙げられた理由や影響以外の観点からのコメントについて概要を紹介することを目的としている。

II. 情報要請の概要と寄せられたコメントの全体像

2. 情報要請における質問は次のとおりである。A-1 から K-2 までの内容については別紙を参照いただきたい。

（質問1） のれんの非償却の導入を支持する理由として、情報要請文書第 20 項に挙げた理由（A-1 から A-6）以外の理由や観点がある場合には、その理由等をお示し頂きたい。

（質問2） のれんの非償却の導入を支持しない理由として、情報要請文書第 21 項に挙げた理由（B-1 から B-11）以外の理由や観点がある場合には、その理由等をお示し頂きたい。

（質問3） のれんの償却と非償却の選択制の導入を支持する理由又は支持しない理由として、情報要請文書第 22 項及び第 23 項に挙げた理由（C-1 から C-4、D-1 から D-4）以外の理由や観点がある場合には、その理由等をお示し頂きたい。

（質問4） のれん償却費計上区分の変更を支持する理由又は支持しない理由として、情報

¹ 企業会計基準諮問会議は、2026 年 4 月 1 日に、「のれんの非償却の導入及びのれん償却費計上区分の変更」に関する情報要請を公表した（コメント期限：2026 年 6 月 5 日）。

https://www.fasf-j.jp/jp/news_release/402666.html

本資料は企業会計基準諮問会議における審議のために作成されたものであり、企業会計基準委員会の公式な見解ではない。

要請文書第 25 項から第 27 項に挙げた理由 (E-1、F-1 から F-2、G-1 から G-2、H-1) 以外の理由や観点がある場合には、その理由等をお示し頂きたい。

(質問5) 単体財務諸表への影響について、情報要請文書第 33 項に挙げた影響 (I-1 から I-3) 以外の影響や観点が考えられる場合には、その影響等をお示し頂きたい。

(質問6) 会計基準の開発範囲及び開発期間について、情報要請文書第 40 項及び第 44 項に挙げた影響 (J-1 から J-2、K-1 から K-2) 以外に影響や観点がある場合には、その影響等をお示し頂きたい。

3. 情報要請のコメント募集期間は次のとおりである。

2026 年 4 月 1 日～2026 年 6 月 5 日

4. 情報要請に対して、16 者から合計 72 通のコメントが寄せられた。

提出者区分（団体等又は個人）別の回答状況

	合計	団体等	個人
コメント件数	72	47	25
質問 1：非償却支持	14	6	8
質問 2：非償却不支持	26	17	9
質問 3：選択制の導入	9	6	3
質問 4：のれん償却費計上区分	10	5	5
質問 5：単体財務諸表への影響	1	1	0
質問 6：開発基準等への影響	12	12	0

提出者区分（属性）別の回答状況

	合計	財務諸表 作成者	財務諸表 利用者	監査人、 会計専門家	学識経験者	その他
コメント件数	72	12	22	30	0	8
質問 1：非償却支持	14	0	5	8	0	1
質問 2：非償却不支持	26	9	10	4	0	3
質問 3：選択制の導入	9	1	2	5	0	1
質問 4：のれん償却費計上区分	10	2	5	2	0	1
質問 5：単体財務諸表への影響	1	0	0	0	0	1
質問 6：開発基準等への影響	12	0	0	11	0	1

本資料は企業会計基準諮問会議における審議のために作成されたものであり、企業会計基準委員会の公式な見解ではない。

III. 情報要請文書に挙げられた理由や影響以外の観点からのコメントの整理

5. 以下のコメントの概要は、情報要請文書に挙げられた理由や影響以外の観点からのコメントをまとめている。この概要は、付番しているコメント原文を事務局で要約したものであり、コメント原文については資料(1)-2-2 参考資料を参照いただきたい。

質問1：のれんの非償却の導入を支持する理由

6. 情報要請文書に挙げられた A-1 から A-6 の理由以外の観点からのコメントは次のとおりと考えられる。
- (1) のれんはブランド等の実際に存在する価値を表現しており、時の経過で減価するとは限らない。一律の定額償却は実態無視の過度な保守主義である。国際的整合性確保や M&A 推進のため非償却を支持する。(コメント 02)
 - (2) 無形資産は物理的摩耗がなく減価パターンも多様である。有形資産を前提とした定額償却は企業実態に適合しない。このため非償却とした上で每期減損テストを行うのが適切である。(コメント 08)
 - (3) 自己創設のれんを認識しないのは、測定・評価の困難さに起因する便宜的措置であり、買入のれんも同様に事後の評価が困難な資産である。このため、非償却として毎期の減損テストにより資産の信頼性を確保すべきである。(コメント 11)
 - (4) のれんの構成要素には、超老舗企業の永続的ブランド価値のように、時の経過で減耗しゼロになるとは限らず、残存し続ける部分もあると考えられる。(コメント 12)

質問2：のれんの非償却の導入を支持しない理由

7. 情報要請文書に挙げられた B-1 から B-11 の理由以外の観点からのコメントは次のとおりと考えられる。
- (1) 実務上の償却期間の逆転現象は、現行基準に従いのれんの効果の及ぶ期間を正しく設定することで解決すべきである。(コメント 18)
 - (2) 定期償却は将来生じ得るリスクの早期費用化を可能にし、利益を安定化させる。業績悪化時に多額の減損が連鎖する負のスパイラルを防ぎ、経営と経済の安定性を確保できる。(コメント 31)
 - (3) 非償却化はのれん残高の膨張を招き、償却への復帰を困難にする不可逆な改正であ

本資料は企業会計基準諮問会議における審議のために作成されたものであり、企業会計基準委員会の公式な見解ではない。

る。国際的整合性だけでなく、中長期的な実務や制度全体への影響を考慮すべきである。(コメント 32)

- (4) 非償却では減損以外にのれんを除却できず、過大な残高が市場の懸念材料となる。これにより M&A を通じた成長が制約されるおそれがあり、財務規律への影響も考慮すべきである。(コメント 33)
- (5) 現行制度でも IFRS 会計基準の任意適用で非償却の会計処理を適用することは可能である。適用企業の分布から、企業規模やコストは移行の阻害要因とは言えず、非償却を望む企業は IFRS 会計基準への移行で対応すべきである。(コメント 35)
- (6) 日本市場は特許満了等の開示が不十分で投資家の規律も弱い。企業の開示姿勢や市場の評価能力が未成熟な現状では、不確実な減損より規則的な償却を行う方が安全である。(コメント 38)

質問 3： のれんの償却と非償却の選択制の導入を支持する理由又は支持しない理由

(支持しない理由)

- 8. のれんの償却と非償却の選択制の導入を支持しない理由について、情報要請文書に挙げられた C-1 から C-4 の理由以外の観点からのコメントはなかったと考えている。

(支持する理由)

- 9. 選択制を支持する理由について、情報要請文書に挙げられた D-1 から D-4 の理由以外の観点からのコメントは次のとおりと考えている。
 - (1) のれんは一概に減耗せず国際的にも選択肢があるため、日本でも選択制を導入することを支持する。ただし、基準での選択ではなく、スタートアップ育成等の政策目的から対象を法制度的に限定すべきである。(コメント 48)

質問 4： のれん償却費計上区分の変更を支持する理由又は支持しない理由

(のれん償却費を販売費及び一般管理費から営業外費用又は特別損失とする改正を支持しない理由)

- 10. のれん償却費を販売費及び一般管理費から営業外費用又は特別損失とする改正を支持しない理由について、情報要請文書に挙げられた E-1 の理由以外の観点からのコメントは次のとおりと考えられる。

本資料は企業会計基準諮問会議における審議のために作成されたものであり、企業会計基準委員会の公式な見解ではない。

- (1) のれん償却費の営業利益からの除外に反対する。買収コストを主たる評価指標から外すと、規模拡大のみを追求するモラルハザードを招くおそれがある。規律維持のため営業利益に反映すべきである。(コメント 50)
- (2) のれん償却費は営業費用とすべきであり、変更は減損兆候の判定や継続企業の前提の評価に影響する。営業利益から外すと、投資の回収可能性や営業損失を適切に評価できない。(コメント 52)

(のれん償却費を販売費及び一般管理費から営業外費用又は特別損失とする改正を支持する理由)

11. のれん償却費を販売費及び一般管理費から営業外費用又は特別損失とする改正を支持する理由について、情報要請文書に挙げられた F-1 から F-2 の理由以外の観点からのコメントはなかったと考えられる。

(のれん償却費を販売費及び一般管理費に計上したうえで、のれん償却前営業利益及びのれん償却費を表示する改正等を支持する理由)

12. のれん償却費を販売費及び一般管理費に計上したうえで、のれん償却前営業利益及びのれん償却費を表示する改正等を支持する理由について、情報要請文書に挙げられた G-1 から G-2 の理由以外の観点からのコメントはなかったと考えられる。

(のれん償却費を販売費及び一般管理費に計上したうえで、のれん償却前営業利益及びのれん償却費を表示する改正等を支持しない理由)

13. のれん償却費を販売費及び一般管理費に計上したうえで、のれん償却前営業利益及びのれん償却費を表示する改正等を支持しない理由について、情報要請文書に挙げられた H-1 の理由以外の観点からのコメントは次のとおりと考えられる。
 - (1) のれん償却費の区分変更反対する。のれん償却前営業利益を設けると、のれん償却費が本来は販管費に含まれない異質なものと誤解を与えるおそれがある。これにより会計基準の信頼性が損なわれることを危惧する。(コメント 56)
 - (2) のれん償却前営業利益等の表示を強制することに反対する。本来は任意であるべき指標の一律義務化は企業の負担を増す。IFRS 第 18 号「財務諸表における表示及び開示」に倣い、重要性に応じた注記開示とするのが合理的である。(コメント 57)

(その他のコメント)

14. このほか、情報要請文書では、IFRS 第 18 号「財務諸表における表示及び開示」における「経営者が定義した業績指標」(MPM) に相当する指標を開示する改正を支持する意見は聞かれなかったとされている。これについては、次のコメントが寄せられている。

本資料は企業会計基準諮問会議における審議のために作成されたものであり、企業会計基準委員会の公式な見解ではない。

- (1) IFRS 第 18 号の MPM に相当する指標としての開示を行う改正を支持しない。のれん償却費の調整は現状でも透明性が確保されており、テーマ提案書の趣旨とも合致しない。(コメント 58)

質問 5：単体財務諸表への影響

15. 情報要請文書に挙げられた I-1 から I-3 の影響以外の観点からのコメントは、次のとおりと考えられる。

- (1) 単体決算での非償却に反対する。配当限度額の基礎となる単体財務諸表上の利益に検証可能性の低い非償却の会計処理を認めると、過大配当による債権者利益の侵害を招くおそれがある。(コメント 60)

質問 6：会計基準の開発範囲及び開発期間

16. コメントは概ね J-1 に関連する、仮に非償却を導入する場合の「開発する会計基準の範囲」に関するものであったが、情報要請文書に示したもの以外として次のコメントが寄せられている。

- (1) のれん非償却時の減損で公正価値を算定する場合、時価評価や開示を行わない市場価格のない株式等の基準との間で評価や開示の考え方の整理が必要である。(コメント 61)(コメント 62)
- (2) IFRS 会計基準を基礎として減損会計基準を見直す際、のれん配分方法の日本基準と IFRS 会計基準の差異も慎重に検討すべきである。(コメント 63)
- (3) 非償却と全部のれん方式の導入時、資本連結実務指針の関連する取扱いの検討が必要である。非支配持分の時価評価選択肢の有無、導入時の事後測定、減損時の非支配持分への帰属利益の扱いを整理すべきである。(コメント 64)(コメント 65)
- (4) のれん非償却の導入に伴い、資本連結実務指針が定めるのれん償却額の扱いの検討が必要である。子会社株式等の減損とのれん減損の関係は審議が中断しており、併せて検討すべきである。(コメント 66)(コメント 67)
- (5) のれん非償却の導入時、共通支配下の取引で生じるのれんの扱いの検討が必要である。これは取得によるものと性格が異なるが同様に処理されており、これも非償却とするか検討する必要がある。(コメント 68)(コメント 69)
- (6) のれん非償却の導入時、持分法実務指針の検討が必要である。現行の日本基準は個

本資料は企業会計基準諮問会議における審議のために作成されたものであり、企業会計基準委員会の公式な見解ではない。

別の減損を適用するが、IFRS 会計基準では純投資の一部として扱い個別テストをしないため整合性が必要である。(コメント 70)(コメント 71)

17. また、J-1、J-2、K-1、K-2 全体に関連するものとして、基準開発にあたっての留意事項を指摘した次のコメントが寄せられている。
- (1) 新基準は包括的に開発し、迅速に適用すべきである。限定的な見直しや移行の長期化は規制の裁定取引を誘発し、企業の駆け込み買収や損失先送りを招くためである。(コメント 72)

ディスカッション・ポイント

前項までの基準諮問会議事務局の整理についてご質問やご意見をいただきたい。

以 上

情報要請における質問の内容

(質問1) のれんの非償却の導入を支持する理由として、情報要請文書第 20 項に挙げた理由 (A-1 から A-6) 以外の理由や観点がある場合には、その理由等をお示し頂きたい。

No. ²	支持する理由 (概要)	支持する理由 (詳細)
A-1	M&A の促進	・M&A 後の利益圧迫を嫌って、経済合理性のある M&A を中止・断念しているケースが多く生じている。物的資産の乏しい企業を対象とする買収はのれんが大きくなりやすく、M&A を躊躇させている。 ・M&A のコンペでは、償却負担のある日本基準適用企業は高い価格を提示できず買い負けが生じており、国際競争力を阻害している。 ・スタートアップは純資産が極めて薄く、研究開発型では売上が当初計上されないことも多いため、買収価格との差額であるのれんが非常に大きくなりやすい。そのため、取得企業にとっては、スタートアップはのれん償却の悪影響を最も強く受ける M&A の対象企業群であり、スタートアップに対する M&A を敬遠することが多い。 ・M&A でプレミアムを支払うことは、成長加速投資や買収後のシナジーを想定しているはずである。有形資産から無形資産に企業価値の焦点が移ってきている中で、のれんを機械的に償却することは M&A の目的や価値創造と整合しない。 ・のれんの償却を求める現行の会計基準は、事業者が M&A を検討する際の足枷となっており、また、スタートアップの出口戦略の多様化を阻害している。 ・スタートアップ育成、成熟経済における企業成長及び経済的影響のため、のれんは非償却とすべきである。
A-2	企業価値評価における情報の有用性	・投資家が重視するのは会計上の償却ではなくキャッシュ・フローであり、Cash on Cash を基礎とする評価が主流である。このため、投資家は、業績分析においてのれんの償却費は無視している。

² ここで示す番号は、議論を整理するために基準諮問会議事務局が設定したものである。以下同じ。

本資料は企業会計基準諮問会議における審議のために作成されたものであり、企業会計基準委員会の公式な見解ではない。

No. ²	支持する理由（概要）	支持する理由（詳細）
		・ 定期償却により営業利益、当期純利益が低くなり、PER（株価収益率）を重視する日本の市場では、企業価値が低く評価されやすい。また、利益の圧迫が収益性の低さと誤認され、結果として資本コストを高め、企業の成長力を削いでいる。 ・ スタートアップ企業に投資を行う投資家は、指標を補正する機関投資家と異なり、表面的な利益の多寡に反応しやすいため、定期償却はネガティブなノイズとなる。このように、定期償却が株価を不当に押し下げている。 ・ のれんの償却費により利益が低下している状況において、昨今は表面的な数字に対してアクションを起こすロボット投資等が増えており、市場における株価形成が近視眼的・表面的になってきていると感じている。
A-3	国際的な比較可能性	・ IFRS 会計基準と米国会計基準が非償却を採用しており、のれんの償却を求める日本基準は国際的に少数派である。このような状況において、日本基準が償却を維持することは海外投資家への説明コストを増大させている。
A-4	償却期間の設定の難しさ	・ 償却期間の決定には、恣意性が介入する。また、取得企業と監査法人との協議で決まるという側面があり、買収価格決定時においては償却年数が確定しない。 ・ 実務では、償却期間が回収可能期間で設定されることが多い。この場合、有望な案件ほど事業計画が短期間で設定され、結果として償却期間が短くなるため、優良な投資ほど直近の利益が小さく見えるという逆転現象が生じている。 ・ 償却期間が様々であり、企業の業績を比較することを困難にしている。
A-5	経営の規律への寄与	・ 減損テストの方が投資の成否を明確に可視化するため、経営者の説明責任を高める。 ・ 割引率の設定と回収可能価額の評価を通じて経営者のアカウンタビリティを高め、資本コストを意識した規律ある経営に繋がる。
A-6	相対的なコスト負担	・ 非償却の導入や維持に係るコストは、必要なコストとして負担していく。これらはのれんの償却費ほど重要で

本資料は企業会計基準諮問会議における審議のために作成されたものであり、企業会計基準委員会の公式な見解ではない。

No. ²	支持する理由（概要）	支持する理由（詳細）
		はなく、また、IFRS 導入よりも低コストである。

（質問2） のれんの非償却の導入を支持しない理由として、情報要請文書第 21 項に挙げた理由（B-1 から B-11）以外の理由や観点がある場合には、その理由等をお示し頂きたい。

No.	支持しない理由（概要）	支持しない理由（詳細）
B-1	買入のれん価値の減価及び自己創設のれんとの入替え	・のれんは、競争を通じて超過利益の獲得能力が時間とともに減少する。 ・のれんの償却の実務は、企業の平均的な利益獲得能力の平均回帰傾向（5 年から 10 年程度）と整合している。 ・のれんが将来の収益力に対する期待を表しているものであると捉えれば、時間の経過とともにその価値は減少すると考えることが自然である。 ・本来、買収の「買入のれん」は時間の経過とともに価値が減少していくはずであり、償却はそれを反映するのに適している。非償却の下での減損テストの場合、事後の努力による成果や既存事業の余力の要素がシールドとなり、価値の低下が表面化しにくくなる。結果として、のれんの中身が、財務報告の目的の観点から資産に含まれないこととされている自己創設のれんへ変質してしまう。
B-2	M&A による投資成果の適切な判定	・のれんは M&A に投じたコストの一部である。のれん償却費を期間配分し、M&A のシナジーを得るための投資原価として売上高と対比させることにより、M&A の投資成果を判定する役割を持つ。換言すると、のれんの償却費を計上したうえで利益を出していることが、投下資本を回収していること及びそれを超えたシナジーを生み出していることを示している。
B-3	株主価値を犠牲にする M&A の抑制効果	・のれんの償却には、毎年の償却費が利益を圧迫するという仕組みがあるおかげで、経営者は慎重な判断を行う必要が生じている。償却がなければ、失敗した M&A のコストが表面化せず、株主価値を犠牲にする過度な投資を助長するおそれがある。
B-4	減損損失の認識時期が遅	・減損の判断に経営者の裁量が介入しやすく、報酬や任

本資料は企業会計基準諮問会議における審議のために作成されたものであり、企業会計基準委員会の公式な見解ではない。

No.	支持しない理由（概要）	支持しない理由（詳細）
	すぎる又は金額が少なすぎる（too little, too late）	期、財務制限条項への抵触回避などの動機から、損失の計上が先送りされる傾向があることを示す実証分析の研究がある。 ・買収した事業の業績が悪くても、会社全体や他の部門が持つ自己創設のれんと合算して減損テストが行われることで、のれんの価値下落が覆い隠され、バランスシートに反映されない状況が生じる。このように、非償却モデルが依存する減損テストには、損失の認識が遅いという構造的な問題がある。 ・非償却には too little, too late の問題があり、また、業績悪化時に減損により損失が雪だるま式に増え、経営の健全性に課題が生じることが懸念される。
B-5	貸借対照表の有用性に関する課題	・非償却の会計処理の下では、投資回収が終わったはずの買収コストまで資産として残り続け、のれん残高が自己資本や総資産に対して異常に大きく積み上がる状況を招くおそれがある。このようにのれんが減らないことにより、ROA（総資産利益率）などの資産効率指標が改善されず、また格付分析においても自己資本比率の信頼性が低下するなど、クレジット分析において伝統的な指標の有効性が失われる。
B-6	M&A の促進に関する証拠の欠如	・過去にのれんの非償却へ移行した国々の事例を見ても、それによって M&A が有意に増加したという明確な証拠はない。企業は事業に必要な M&A を選別・実施しており、会計処理の違いはそれを決める大きな要因にはなっていない。 ・M&A の意思決定は事業の将来の成長性により判断するため、のれんを償却するかどうかでその判断は変わらない。
B-7	コストの増加	・のれんの非償却の導入は、企業結合の取得原価の配分の取扱い、のれんと他のれん以外の減損の取扱いの見直し、開示の拡充などを伴うと考えられる。これらを実施するには、専門性や慎重な判断、監査対応が必要となり、作成者のコストが増加する。見直しの影響は上場会社以外にも及ぶと考えられるため、人的資源の乏しい企業にとって、負担増は深刻になると考えられ

本資料は企業会計基準諮問会議における審議のために作成されたものであり、企業会計基準委員会の公式な見解ではない。

No.	支持しない理由（概要）	支持しない理由（詳細）
		る。
B-8	経営の規律への寄与	・償却によって投資回収の過程を継続的にモニタリングし、その投資回収が困難であると判断された場合に減損損失を認識する一連の仕組みは、企業結合の投資判断に対して一定の規律を与える。
B-9	個人投資家の保護	・非償却とすることで業績をよく見せたいという思惑があるとすれば、投資家保護の観点から懸念がある。
B-10	政策目的による会計基準の改正に対する反対	・スタートアップ企業の取引の活性化に反対するものではないが、その手段が会計基準の変更という形になっていることに疑念を持っている。会計基準は企業経営の実態を適切に反映するために設定されるべきものであり、政策的な目的のための手段として会計基準の変更を行うべきではない。
B-11	国際的な会計基準への対応のスタンス	・国際会計基準との整合性を図っていく考え方があることは理解するものの、昨今の国際会計基準の動きは必ずしも正しいとは思えないものがある。このような状況においては、単純に国際会計基準に合わせていくべきものではない。

(質問3) のれんの償却と非償却の選択制の導入を支持する理由又は支持しない理由として、情報要請文書第22項及び第23項に挙げた理由（C-1 から C-4、D-1 から D-4）以外の理由や観点がある場合には、その理由等をお示し頂きたい。

No.	支持しない理由（概要）	支持しない理由（詳細）
C-1	比較可能性の低下	・のれんの償却を選択した企業と非償却を選択した企業が存在することになり、比較可能性が著しく低下し、利用者が混乱する。
C-2	複雑性の増加	・選択制を認めると、日本基準において、償却モデル用と非償却モデル用の2通りの固定資産に係る減損会計の基準体系が必要になり、会計基準が過度に複雑化する。 ・選択制を認めると、のれんの会計処理に関して、日本基準で選択肢が2つ、IFRS 会計基準、米国会計基準の選択を含めて4つの選択肢が併存することになり、複雑化するおそれがある。
C-3	恣意性の介入	・利益を良く見せたいという経営者の裁量が入り込む余

本資料は企業会計基準諮問会議における審議のために作成されたものであり、企業会計基準委員会の公式な見解ではない。

No.	支持しない理由（概要）	支持しない理由（詳細）
		地が大きくなり、会計の信頼性が損なわれる。
C-4	IFRS の任意適用という選択肢の存在	・のれんの非償却を望む企業は、IFRS 会計基準を任意適用すればよく、日本基準に非償却を導入する必要はない。

No.	支持する理由（概要）	支持する理由（詳細）
D-1	M&A の促進	・償却負担が制約となって見送られていたディープテック等の M&A を促進し、国内に技術や事業を取り込むことができる。
D-2	企業の実態に合わせた柔軟性の増加	・のれんの償却は経営成績の適切な表現を阻害するノイズであり、非償却を選べるようにすることで経営実態をより正しく投資家に伝えられるため、選択制を導入することにより企業の実態に合わせた柔軟性が増加する。 ・減損テストの負担やガバナンスの体制に応じた会計処理の適用が可能となる。 ・上場と非上場での棲み分けなど、規模や状況に応じて選択する方法が考えられる。
D-3	開示による比較可能性の担保	・選択制の弊害に対して、開示（注記等）を強化することで比較可能性が担保され、投資家の判断の助けとなり得る。
D-4	経過措置としての取扱い	・本来、非償却を導入することが望ましいが、非償却に移行するまでの経過措置として選択制を認めることが考えられる。

（質問4） のれん償却費計上区分の変更を支持する理由又は支持しない理由として、情報要請文書第 25 項から第 27 項に挙げた理由（E-1、F-1 から F-2、G-1 から G-2、H-1）以外の理由や観点がある場合には、その理由等をお示し頂きたい。

（のれん償却費を販売費及び一般管理費から営業外費用又は特別損失とする改正）

No.	支持しない理由（概要）	支持しない理由（詳細）
E-1	営業費用としての性質	・毎期発生するのれんの償却費を営業外費用や特別損失へ移すことは、営業活動の実態を歪め、損益計算書の本質的な意味を歪める。

本資料は企業会計基準諮問会議における審議のために作成されたものであり、企業会計基準委員会の公式な見解ではない。

No.	支持しない理由（概要）	支持しない理由（詳細）
		・のれんの償却費を販売費及び一般管理費とする現行の扱いは、収益と費用の対応関係から見て合理的であり、営業外費用や特別損失へ移すことは会計理論的な根拠に乏しい。 ・計上区分の変更は、営業外費用又は特別損失の計上区分の意味が不明瞭になる。

No.	支持する理由（概要）	支持する理由（詳細）
F-1	営業利益の改善	・あくまでのれんの非償却の導入を支持するが、短期的な解決策としては、計上区分を変更することについて、営業利益の見栄えが改善され、M&A 実行のハードルが下がるため、支持する。 ・学術的な論拠を示せるわけではないが、個人投資家が営業利益等の指標を用いて価値評価することによる影響を緩和できると考えられる。
F-2	短期的な対応としての位置付け	・あくまでのれんの非償却の導入を支持するが、のれんの非償却の導入の会計基準改正に時間を要するのであれば、短期的には一定程度の効果はあると考える。

（のれん償却費を販売費及び一般管理費に計上したうえで、のれん償却前営業利益及びのれん償却費を表示する改正）

No.	支持する理由（概要）	支持する理由（詳細）
G-1	のれんの償却費の営業利益への影響に関する理解の促進	・会計基準を大きく変更しなくても、営業利益の前に「のれん償却前営業利益」という指標を設けることにより、投資家が「本来の収益力」と「償却の影響」を正確に判別できるようになる。 ・個人投資家に向けた説明が容易になることが想定される。 ・企業結合の影響をより分かりやすく伝えられるという観点から一定の効果があると考えられ、企業の IR で実際に表示している。
G-2	実務上の課題の解消への貢献	・「のれん償却前営業利益」のように表示上の工夫を行うことにより、のれん償却費を営業外費用や特別損失に変更したり、比較可能性を損なう償却と非償却の選択制を導入したりする必要がなくなる。

本資料は企業会計基準諮問会議における審議のために作成されたものであり、企業会計基準委員会の公式な見解ではない。

No.	支持しない理由（概要）	支持しない理由（詳細）
H-1	投資家の判断への影響	・資本市場において正しく評価してもらえないというのが現実であり、効果がないと考える。 ・「のれん償却前利益」などの独自指標の導入は、かえって投資家にとって不透明な情報となり、企業の恣意的な業績操作（利益の底上げ）に利用されるおそれがある。 ・投資家やアナリストは、既に EBITDA 等の非 GAAP 指標を用いて企業価値を評価しており、会計上の区分を変更することは、価値評価の本質的な解決にはならない。償却費の計上区分の変更を検討するよりも、経営者が独自に示す「マネジメント業績指標（MPM）」などの任意開示や、IR の充実を通じて説明責任を果たすべき領域と考えられる。

（質問5） 単体財務諸表への影響について、情報要請文書第 33 項に挙げた影響（I-1 から I-3）以外の影響や観点が考えられる場合には、その影響等をお示し頂きたい。

No.	項目	単体財務諸表への影響
I-1	広範な影響	・金融商品取引法に基づき財務諸表を作成する会社においては、連結財務諸表だけでなく、親会社及びその連結子会社の単体財務諸表に影響を与えることとなる。 ・IFRS 任意適用企業は連結財務諸表について対応されているものの、単体財務諸表については日本基準で作成しているため、IFRS 任意適用企業であっても、親会社及びその連結子会社の単体財務諸表の作成実務に影響を与えることとなる。 ・連結財務諸表の作成義務のない会社、特に、会社法に基づき会計監査を受ける会社に影響する。 ・会社法第 431 条の「株式会社の会計は、一般に公正妥当と認められる企業会計の慣行に従うものとする」に鑑みれば、会計監査を受けない中小会社に影響を与える可能性があると考えられる。
I-2	連結財務諸表に比べ低い重要性の基準値	・単体財務諸表は連結財務諸表に比べて重要性の基準値が低く設定されるのが通例であるため、連結財務

本資料は企業会計基準諮問会議における審議のために作成されたものであり、企業会計基準委員会の公式な見解ではない。

No.	項目	単体財務諸表への影響
		諸表では重要性が乏しく取り上げられていない事象でも、単体財務諸表では相対的に利益や純資産に影響があり、財務諸表全体として無視できない影響が生じる場合もある。このため、実務上の負荷が重くなる可能性がある。
I-3	企業結合以外の領域における実務負担の増加	・非償却の導入に伴って固定資産の減損会計を見直した場合、企業結合を行っていない会社にも影響を与える。 ・実務上の負荷の具体例の1つには、固定資産の減損会計における1ステップアプローチへの移行が挙げられる。加えて、減損損失の戻入れ要否の検討も継続的な負荷になると考えられる。 ・これらの負荷は人的資源の乏しい会社、特に単体財務諸表の作成のみを行う会社にとって深刻になる可能性があると考えられる。また、非上場会社では割引率の算定に必要な市場データの入手自体が困難なケースも多く、実務上の負荷が高まる可能性があると考えられる。

(質問6) 会計基準の開発範囲及び開発期間について、情報要請文書第40項及び第44項に挙げた影響(J-1からJ-2、K-1からK-2)以外に影響や観点がある場合には、その影響等をお示し頂きたい。

(仮に非償却を導入する場合)

No.	項目	分析結果の概要
J-1	開発する会計基準の範囲	・企業結合に関する会計基準の改正 ・無形資産に関する会計基準 ・固定資産の減損に係る会計基準の改正
J-2	会計基準の開発に要する期間	・会計基準の公表までに少なくとも3年を要すると考えられる。 ・さらに、基準を公表した後、周知や適用のための準備にも相応の期間を要すると考えられる。

(仮に償却を維持する場合)

No.	項目	分析結果の概要
K-1	開発する会計基準の範囲	・企業結合に関する会計基準

本資料は企業会計基準諮問会議における審議のために作成されたものであり、企業会計基準委員会の公式な見解ではない。

No.	項目	分析結果の概要
K-2	会計基準の開発に要する期間	・ 基準公表までに概ね 1 年から 2 年程度の期間を要する と考えられる。

以 上